

## 「適正なガス取引についての指針（改定案）」の修正

成 案	原 案
<p>IV 託送供給分野における適正なガス取引の在り方</p> <p>1 考え方</p> <p>(略)</p> <p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 差別的取扱いの禁止</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ その他託送供給に関連した需要家への差別的な対応</p> <p>(略)</p> <p>ガス導管事業者が、託送供給業務を行うに当たり、例えば以下のように自己の製造部門や小売部門等と他のガス製造事業者やガス小売事業者等を差別的に取り扱うことにより、当該ガス製造事業者やガス小売事業者の競争上の地位を不利にし、その事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別取扱い等）。</p>	<p>IV 託送供給分野における適正なガス取引の在り方</p> <p>1 考え方</p> <p>(略)</p> <p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 差別的取扱いの禁止</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ その他託送供給に関連した需要家への差別的な対応</p> <p>(略)</p> <p>ガス導管事業者が、託送供給業務を行うに当たり、例えば以下のように自己の製造部門や小売部門と他のガス製造事業者やガス小売事業者を差別的に取り扱うことにより、当該ガス製造事業者やガス小売事業者の競争上の地位を不利にし、その事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別取扱い等）。</p>